

立川市から転出される方へ

お住まいの間の市政へのご協力、誠にありがとうございました。

新しい住所に住み始めた日から **14 日以内** に必ず、転出先市区町村
窓口で転入手続をしてください。

* 正当な理由なく 14 日以内に転入届をされなかった場合、住民基本台帳法の規定により 5 万円以下の過料に処せられることがあります。

- 《転入届に必要なもの》
- ① 転出証明書
 - ② 印鑑
 - ③ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）

※外国人の方は、上記に加えて在留カードまたは特別永住者証明書が必要になります。

※転入届の特例を受ける方は、転出証明書の代わりに住基カードまたは個人番号カードが必要になります。

異動年月日や転出先の変更の場合

そのまま転出証明書は使えます。転入届の窓口にて変更事項を申し出てください。

転出が取りやめになった場合

転出証明書・印鑑・本人確認書類をお持ちのうえ、窓口にて転出取消の手続きをしてください。※転出日を過ぎてからの取りやめには、引き続き居住していることがわかる書類が必要になります。

住民票・印鑑登録証明書の交付申請

転出予定日の前日まで交付できます。**その際は必ず転出証明書（原本）を提示してください。**印鑑登録証明書は印鑑登録証又は市民カードも必要です。

お支払いについて

市・都民税	課税課 (1206・1207)	その年の 1 月 1 日現在の住所地で、その年度分が課税されます。
固定資産税 都市計画税	課税課 (1216・1224・ 1228)	1 月 1 日現在、土地及び家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方に課税されます。
国民健康 保険料	保険年金課 (1422・1416)	転出（予定）日の属する月の前月分までかかります。納期は 1～2 か月遅れのため転出後もお支払いがあることがあります。新住所地では転入日の属する月分からかかります。
介護保険料	介護保険課 (1446)	転出（予定）日の属する月の前月分までかかります。新住所地では転入日の属する月分からかかります。

※新住所に立川市役所から還付や徴収の件で通知を郵送する場合があります。

☆☆転出にともなう手続きについて☆☆

立川市役所 042(523)2111

窓口サービスセンター 042(540)0020

詳しくは担当課までお気軽にお尋ねください。

<http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

転出にともなう手続	詳しくは 〔内線〕	立川市での手続	転出先での手続
住民基本台帳カード 個人番号カード	市民課 〔1371〕	転出先で転入届の特例の適用を受ける方は、その旨を立川市の窓口へ届出するか、もしくは郵送によって届出してください。 カードはそのまま転出先にお持ちください。	転入届の特例を受ける場合は、カードと暗証番号の照合が必要になります。また、カードの継続利用の手続が必要です。詳細は転出先市町村にお尋ねください。
印鑑登録		転出届出により転出（予定）日で無効になります。印鑑登録証又は市民カードはお返してください。	必要でしたら、あらためて印鑑登録してください。詳細は転出先市区町村へお尋ねください。
国民健康保険	保険年金課 〔1399～1402〕	届出及び保険証の返却。料金の精算があります。	転入による加入の手続になります。社会保険等に加入している方はその旨をお伝えください。
後期高齢者医療制度		特にありません。都外に転出する方のみ「負担区分等証明書」を発行します。	「後期高齢者医療証」（都外に転出する場合は「負担区分等証明書」も）を持参し手続してください。
公的年金受給者	保険年金課 〔1394・1395〕	特にありません。	特にありません。
国民年金加入者		特にありません。（転出後も旧住所の納付書はそのままお使いいただけます。）	特にありません。
児童手当	子育て推進課 〔1346～1348〕	資格消滅届が必要です。	転入予定日翌日から15日以内に申請をしてください。詳細は転出先市区町村へお尋ねください。
①・②医療証		資格消滅届が必要です。医療証はお返してください。	詳細は転出先市区町村へお尋ねください。
③医療証		担当課で手続してください。医療証はお返してください。	詳細は転出先市区町村へお尋ねください。
④医療費受給者証	障害福祉課 〔1511〕	受給者証はお返してください。都内へ転出の方は「交付状況連絡票」の申請をしてください。	都内へ転出の方は「交付状況連絡票」、「印鑑」、「健康保険証」、「身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳」を持参し手続してください。
障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 〔1516～1523〕	受給者証はお返してください。障害支援区分認定を受けている方は、「障害支援区分認定証明書」を申請してください。	「障害支援区分認定証明書」を持参し手続してください。
介護保険	介護保険課 〔1452～1455〕	保険証はお返してください。認定を受けていた方は担当課窓口にお越しください。	認定を受けていた方は転出先で、転入日から14日以内に、認定申請してください。介護度を継続できます。詳細は転出先担当まで。
公立小・中学校の 転校	学務課 〔2516・2517〕	学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」をお取りください。	転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を持参し手続してください。
就学援助		特にありません。	詳細は転出先市区町村へお尋ねください。
原付・小型特殊・ミカ-	課税課 〔1200・1201〕	ナンバープレート・標識交付証明書・印鑑を持参し手続してください。「廃車証明書」を交付します。	廃車証明書・印鑑を持参し手続してください。（左記立川市の手続を省略し、転出先市区町村で左記記載のものが揃っていれば手続が完了します）
二輪小型自動車 軽二輪・軽三輪・軽四輪		特にありません。	住所変更等の手続が必要ですが、手続については、転出先軽自動車税担当部署へお問い合わせください。

◇電気のこと…東京電力カスタマーセンター TEL0120(995)661・662（平日9:00～20:00）

◇ガスのこと…東京ガスお客様センター TEL0570(002)211（携帯からは042(524)2111）

◇水道のこと…東京都水道局立川サービスステーション TEL0570(091)100（携帯からは042(548)5100）